

八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：令和3年5月14日（金）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室C

出席委員

農業委員 19名中12名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 待機	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 待機
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 待機	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 待機	11番 狛守 文宏 待機	12番 松橋 剛志 待機
13番 中村 正記 待機	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中11名

1番 木村 弁一 待機	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 待機	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 待機	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 待機	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 待機	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 待機	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 待機	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 待機	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 待機	20番 上明戸 桂 待機
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 待機		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

御案内の時間を少し過ぎましたが、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。
本日は、B班の委員の皆様にご出席いただいております。また、欠席の報告は
いただいております。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 15 号、令和 3 年度第 2 号八戸市農用地利用
集積計画の決定につきましては、鈴木推進委員が当事者となっている事案がござ
いますので、鈴木推進委員につきましては、会長からの案内はいたしませんので、
事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げま
す。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、
次第の裏面を御覧ください。
唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたしま
す。

会長職務代理者

5月に入って、皆さんを見てみると、私もそうですけれども、少し黒く焼けて
きているかなというような感じを受けております。皆さん、農作業に励んでいる
ことだなと感じておりました。
これからも元気に農作業に励んでいただくために、憲章を元気に唱和願いま
す。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。田植えが始まった方もいらっしゃると思いますけれども、くれぐれも農作業事故には気を付けていただきながら、田植えを行っていただければと思います。

それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議いただければと思います。ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、19 番 村上 正憲 委員、3 番 澤向 敏一 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野委員

上野から報告いたします。去る 4 月 28 日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 7 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条7番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、キャベツ、ピーマン、きゅうりです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター1台を所有しており、田植機1台を親戚から借用しているそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森（庄）委員

続きまして、森から報告いたします。去る4月28日、西野農業委員と市庁本館地下会議室において、番号8番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条8番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ほうれん草です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各1台と草刈機2台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第15号、令和3年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から、議案第15号、令和3年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借23件、使用貸借5件の計28件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手8名、貸し手26名で、利用権設定面積は、合計124,200㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番～3 番	<p>番号 1 番から番号 3 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 8 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 1 番は総額年間 20,000 円、番号 2 番と番号 3 番は 10 a 当たり年間 8,000 円でございます。</p> <p>番号 4 番から資料 7 ページの番号 28 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。</p>
利用集積 4 番	<p>番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 8 か月間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 5 番、6 番	<p>番号 5 番と番号 6 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 8 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 6,850 円でございます。</p> <p>資料の 4 ページをお開き願います。</p>
利用集積 7 番	<p>番号 7 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 8 番～15 番	<p>番号 8 番から資料 5 ページの番号 15 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 8 番から番号 10 番までと番号 12 番と番号 15 番は 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 8 番は 10 a 当たり年間 5,000 円、番号 9 番と番号 10 番と番号 12 番と番号 15 番は 10 a 当たり年間 7,600 円でございます。番号 11 番と番号 13 番と番号 14 番は 10 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 16 番 ～21 番	<p>番号 16 番から資料 6 ページの番号 21 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 16 番と番号 18 番から番号 21 番までは水稻を作付けするために、番号 17 番はいちごを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,000 円でございます。</p>
利用集積 22 番、	<p>番号 22 番と資料 7 ページの番号 23 番は、同一の借り手による利用権の設定と</p>

23 番	なるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
利用集積 24 番 ～28 番	<p>番号 24 番から番号 28 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、番号 24 番と番号 25 番は 5 年 9 か月間、番号 26 番から番号 28 番までは 6 年 5 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。</p> <p>公告年月日は、令和 3 年 5 月 20 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第 4 会長	<p>次に、日程第 4、議案第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。</p>
西野委員	<p>西野から報告します。去る 4 月 28 日、加藤委員と市庁本館地下会議室において、番号 1 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。</p>

4条1番

転用事業者の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、本人が出席しました。転用目的は、作業場1棟及び冷蔵庫兼車庫1棟建築、並びに農機具置場です。実施計画は、作業場建築については、昭和40年6月から昭和40年7月頃、冷蔵庫兼車庫建築については、平成4年6月から平成4年7月頃、農機具置場については、令和3年6月25日から令和3年6月30日です。なお、建築物はすでに建築済みとなっておりますが、そのことについての顛末書が提出されております。顛末書の内容は、今は亡き父が農地法等の法手続きを怠り建築してしまったものであるが、現在においても農業経営のための重要な施設であり、今後も継続利用したいことから、今般の事後手続きによる是正後は法令遵守を誓約いたしますので、許可申請について承認願いたい、とのことであります。資金調達計画は、建築物については前述のとおり建築済みであり、農機具置場の整備は簡易な整地等であるため、特に費用は発生しないとのことです。他法令との関連は、農用地区域内ですが、令和3年3月16日付けで農地から農業用施設用地に用途変更済み、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部、農機具置場とする部分を砂利敷きします。立地条件は、旧八戸市立鳩田小学校から北西側約1.9 kmに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は農用地区域内農地でしたが、許可相当と判断した理由は、不許可の例外に該当する、農用地利用計画に指定された農業用施設用地に用途変更されたためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

加藤委員

加藤から報告します。去る4月28日、西野委員と市庁本館地下会議室において、番号2番を調査してまいりました。

転用事業者の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

4条2番

調査には、本人が出席しました。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年6月1日から令和3年8月1日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は、松ヶ崎遺跡内ですが届出済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置は、自己所有地以外の隣接地との境界が自然の植栽で囲われており、周辺に影響を及ぼすおそれがないことから、特にありません。立地条件は、青森県立八戸商業高等学校から北東側約800mに位置し、畑、宅地、山林に囲まれ、自己所有地を通じて市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。申請地は金融機関により根抵当権が設定されておりますが、特に問題はありません。その他の権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第17号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

加藤委員

加藤から報告します。去る4月28日、西野委員と市庁本館地下会議室において、番号7番と8番を調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号7番と8番ですが、受人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

5条7番、8番

調査には、どちらも両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、どちらも特にありません。態様別は、どちらも売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年6月5日から令和3年7月31日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、旧八戸市立美保野小学校から北側約1.4 kmに位置し、畑、宅地、原野に囲まれ、隣接地を通じて市道に接続しています。なお、隣接地の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、どちらも全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

西野委員

西野から報告します。去る4月28日、加藤委員と市庁本館地下会議室において、番号9番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条9番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、21年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年5月30日から令和3年6月30日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、馬淵川土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立明治小学校から北西側約800mに位置し、田、原野に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周辺は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第19号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 25番～31番

今回の届出は、資料13ページの番号25番から資料15ページの番号31番までの計7件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第20号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条農地転

用届出の撤回の4月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条撤回1番

番号1番、転用目的は集合住宅1棟建築で、撤回理由は、ハウスメーカーとの当初建築契約に条件変更があり、その後の交渉においても条件が折り合わず建築に至らなかったためでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、

日程第9

会長

次に、日程第8、報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の4月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条8番

番号8番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

4条9番	番号9番、転用目的は道路でございます。
4条10番	番号10番、転用目的は貸駐車場でございます。 次ページをお開き願います。
4条11番	番号11番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
4条12番	番号12番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。 続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の21ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条39番、40番	番号39番、番号40番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条41番	番号41番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条42番～44番	番号42番、番号43番、番号44番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条45番、46番	番号45番、番号46番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。 (その他)
会長	以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時8分)